

ICANNによるccTLD管理の形

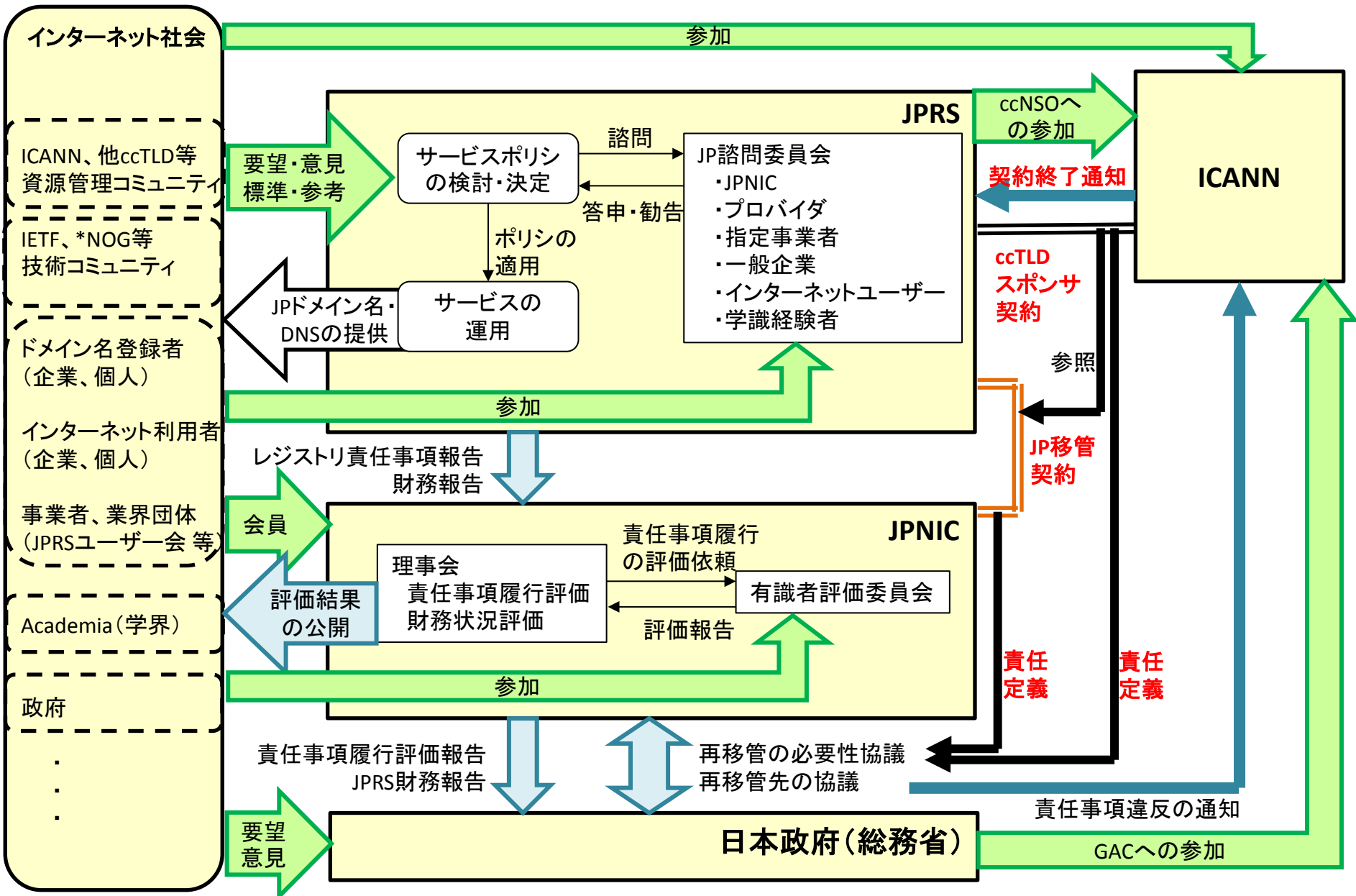
- インターネットのドメイン名のオーソリティはICANNである。
- ccTLDの管理運営は、ICANNとのccTLDスポンサ契約(委任契約)によって、ICANNからスポンサ組織(ccTLDレジストリ)に委任(delegation)される。
- ccTLDレジストリは、スポンサ契約に基づいて業務を遂行している。
 - JPの場合、JPRSがICANNとのスポンサ契約を締結している。
- ICANNはスポンサ契約を終了させることができる。
 - ccTLDレジストリがその責務を果たしていない、もしくは果たせなくなった場合
- スポンサー契約の終了はccTLDの別組織への委任(再委任)となり、手順はスポンサ契約において定められている
 - JPの場合、JPRSが業務継続できなくなった場合(ラストリゾート)の対応は、ICANNが日本国政府とJPNICと一緒に対応するということが、ccTLDスポンサ契約において明記されている

ccTLDスポンサ契約・JP移管契約で定められている JPRSが業務継続できなくなった場合(ラストリゾート)の対応

ICANNが、日本国政府とJPNICと一緒に対応することが明記されている

- ICANNはスポンサ契約を終了させることができる(スポンサ契約6.2)
 - JPRSがスポンサ契約に違反した場合(6.2.1, 6.2.2)
 - JPRSがDNSまたはインターネットの安定性を損なうとICANNが判断した場合(6.2.3)
 - 政府がJPNICとの協議に基づき、JPRSがJP移管契約に定めるレジストリ責任事項に違反しているとICANNに通知した場合(6.2.4)
 - JPRSが破産もしくは支払不能となった場合(6.2.5)
- スポンサー契約が終了した場合の対応(ccTLDスポンサ契約6.3)
 - 政府がJPNICと後任者を調整し、ICANNへ通知する
 - ICANNはJPRSに後任者を通知する
 - JPRSと後任者は、協力してccTLDの運用を移管する
- JPRSは、JPNICへ年1回レジストリ責任事項の履行状況と財務状況を報告する(JP移管契約第14条2項、覚書2条および3条)
- JPNICは、JPRSの財務報告を政府に報告する(JP移管契約第14条2項)
- 政府とJPNICは、JPRSのレジストリ責任事項の履行状況について協議を行い、違反がある場合は勧告を行い、是正されない場合は再移管を決定する(JP移管契約第14条3項～5項)
- 政府とJPNICは、JPRSが破産もしくは支払不能になった場合、もしくは再移管を決定した場合は、協議の上、新たな移管先を決定する(JP移管契約第14条6項)

JPドメイン名レジストリ運営へのマルチステークホルダー参加と評価の現状の枠組み



参考：ccTLDスポンサ契約（抜粋）

6.2 ICANNによる契約終了。ICANNは以下のいずれかの状況により、本契約を終了させることができる。

6.2.1 スポンサー組織が、本契約の重大な違反についての書面による通知をICANNから受けてから21日以内（またはそうした違反を是正するための最善の努力に必要な、それよりも長い適切な期間）に、その違反を是正できない場合。

6.2.2 スポンサー組織の作為または不作為が、第6.5項に基づく仲裁によって本契約に違反すると裁定され、スポンサ組織の作為または不作為が、仲裁の裁定で提示された期間、または期間が提示されていない場合には21日間にわたり、本契約に違反すると判断された態様で継続されている場合。

6.2.3 スポンサー組織が、DNSまたはインターネットの運用上の安定性を損なうとICANNが合理的に判断した方法で行為し、その判断の7日間の予告通知を受け取った後も継続して行為している場合。

6.2.4 政府当局が、JPNICとの協議に基づき、スポンサ組織が第1.5項、第1.6項、第1.10項の当局との取交し文書の条項に違反している、または委任されたccTLDの管理者としてのスポンサ組織の地位にある期間が満了したとICANNに通知した後で、ICANNが契約を終了する旨の通知をスポンサ組織に送付した場合。

6.2.5 スポンサー組織が破産または支払不能となった場合。

6.3 契約終了の効果。本契約終了の際には、ICANNは、政府当局およびJPNICと調整の上委任されたccTLDの運用の再割当を行なった後任者を、スポンサ組織に対して通知するものとする。（後任者の選出方法や選出結果については、スポンサ組織による異議申し立ての対象とならないものとする。）その後、当事者は協力して、委任されたccTLDの運用を当該後任者に移管するものとする。特に、スポンサ組織は、関連するすべてのDNSおよびレジストリデータを、指定された後任者に確実に移管するものとする。その場合、個人データの使用に関して、データそのものに対して、スポンサ組織によりなされた事前の公開された約束に合致した方法で、データを使用するという後任者の約束が唯一の条件となる。スポンサ組織は、本契約の終了時点で、委任されたccTLDの承認された管理者ではなくなることを認める。スポンサ組織は、第6.2項に示された条件と方法による委任されたccTLDの再割当に同意し、同条項に従った本契約の終了に起因する、すべての請求、損害、負債、コスト、費用（正当な弁護士料と費用を含む）に関して、ICANN（理事、役員、職員、代理人を含む）に対して損害補償し、防御し、損失を与えないものとする。

ccTLDスポンサ契約書

<http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_j.html>

参考：JPDメイン名登録管理業務移管契約（抜粋1）

第13条（JPRSの責任）

1. 乙は、本件業務が公共性を持つことを認識し、日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与することを目的とし、かつ、全世界のインターネットコミュニティの発展にも資するように本件業務を運営する。
2. 乙は、本件業務の公共性を担保するため、乙の内部に「JPDメイン名諮問委員会」を設置する。
3. 乙は、本件業務の公共性を担保するため、甲及び政府当局が共同で行う、次条に定める手続に従うことに同意する。
4. 乙は、甲の制定するJPDメイン名紛争処理方針を採用し、その紛争処理手順を実施する。
5. 乙は、本件業務を公益的な信託に基づいて実施し、JPDメインそれ自体に関する財産権を主張しない。
6. 乙は、ICANNとのJPDメイン名登録管理に関するccTLDスポンサ契約に基づくポリシーを遵守しなければならない。
7. 乙は、ICANNから委任されるJPDメイン名登録管理者の受任者たる地位を、第三者に譲渡してはならない。
8. 乙は、受託者となる第三者がICANNの要求する技術資格を保有することを保証し、かつその旨ICANNに通知することなくして、ccTLDレジストリの技術的な運用業務の一部又は全部を第三者に委託することはできない。
9. 乙は、ccTLDレジストリの技術的な運用業務又はccTLDの運営・管理業務の一部又は全部を第三者に委託する場合、当該委託契約において、委任そのものが公共に属する権利の行使であり、財産権とはならないことを明記する必要がある。
10. 乙は、次条第7項によって承認されたエスクロー・エージェントと契約し、レジストリデータの預託を行う。
11. 乙は、次条第6項に定める手続きによって、再移管先が決定されるまでの間、本件業務を行う。
12. 乙は、再移管先が指定された場合、全ての関連するレジストリデータをその移管先に移転する。
13. 乙は、本件業務の遂行にあたり、関連する日本国内法令及び国際法・国際条約を遵守する。
14. 本条第1項から第13項までの事項は、乙が日本以外に本拠を移すこととなる場合にも適用される。

参考：JPDメイン名登録管理業務移管契約（抜粋2）

第14条（JPDメイン名の公共性の担保）

1. 乙は、JPDメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等について、甲に対して随時報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. 乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年1回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. 甲及び政府当局は、いずれか一方からの求めに応じて、乙が前条に定める責任事項に違反しているかについて相互に協議を行い、違反があると判断した場合は、乙に改善を勧告する。
4. 前項の勧告が、前条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、乙が正当な理由なくして違反状態を是正しない場合には、甲及び政府当局は相互に協議の上、乙に対して本件業務の再移管の予告を書面によって通知する。
5. 乙が、前項の予告通知を受けてから合理的な期間内に正当な理由なく違反状態を是正しない場合、甲及び政府当局は相互に協議の上、本件業務の再移管を決定する。
6. 乙が破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、甲と政府当局は、相互に協議の上、速やかに新たな移管先を決定する。
7. 甲及び政府当局は、乙が契約を行うエスクロー・エージェントについての承認を行い、乙は、当該エスクロー・エージェントと契約を結ぶものとする。
8. エスクロー・エージェントは、前項により再移管先が決定された場合は、速やかにレジストリデータを移管先に移転する。

JPDメイン名登録管理業務移管契約

<http://jprs.co.jp/doc/redelegation/transfer_j.html>

参考：JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚 (抜粋)

第1条(目的)

この覚書は、移管契約第13条及び第14条に関して、甲が次の事項を判断するのに資するよう、乙が甲に対して報告すべき事項について定める。

- (1) 移管契約第14条第3項に基づく乙の責任事項違反の有無
- (2) 乙が破産若しくは支払不能の状態になったか否か

第2条(乙の責任事項についての報告)

1. 乙は、移管契約第13条第1項、第2項及び第4項から第10項までの各項に定める乙の責任事項について、その違反の有無の判断基準を、甲が2012年11月7日に理事会承認した「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項に関する実績評価基準」のとおりとすることに同意する。
2. 乙は、甲が前項の判断をするための当年度分(年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、以下同様とする。)の報告資料として別紙記載の資料を翌年4月に甲に書面で報告する。

第3条(財務及び経理に関する報告)

1. 乙は、移管契約第14条第2項に規定する財務及び経理等に関する当年度分の報告として、計算書類(乙の定時株主総会で承認された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表のことをいう。)を翌年4月に書面で甲に提出する。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、乙が裁判所により破産手続開始決定を受けた場合若しくは支払不能と判断された場合、又は、乙が破産手続開始の申し立てをした場合若しくは申し立てを受けた場合には、当該時点での財務状況について速やかに甲に通知する。

JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書

<http://jprs.co.jp/doc/redelegation/mou_201303.html>